

福岡県公報

平成17年12月26日
第2477号

目 次

告 示 (第2483号-第2529号)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) 2	(治山課) 7
○廃川敷地等の発生	(河川課) 2	(治山課) 7
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課) 2	(治山課) 8
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(監査保護課) 3	(治山課) 8
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課) 3	(治山課) 8
○生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課) 4	(治山課) 9
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更	(監査保護課) 4	(治山課) 9
○都市計画の変更	(都市計画課) 4	(監査保護課) 9
○都市計画の変更	(都市計画課) 5	(監査保護課) 10
○都市計画の変更	(都市計画課) 5	(監査保護課) 11
○都市計画の変更	(都市計画課) 5	(監査保護課) 12
○都市計画の変更	(都市計画課) 5	(監査保護課) 12
○道路の区域の変更	(道路維持課) 5	(監査保護課) 12
○道路の供用の開始	(道路維持課) 6	(監査保護課) 13
○土地改良区の解散	(農地計画課) 6	(監査保護課) 13
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課) 6	(監査保護課) 16
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課) 6	(公園街路課) 16
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課) 7	(公園街路課) 16
		(解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知) 17
		(土地収用法に基づく事業の認定) 17
		(保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知) 17
		(治山課) 18
		(保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知) 18
		(治山課) 18
		(保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知) 18
		(治山課) 18

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (治山課)19
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (治山課)19
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (治山課)19
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治山課)20
公 告
○平成18年福岡県歯科技工士試験の実施 (医療指導課)20
選挙管理委員会
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権 を有する者の総数の50分の1の数 (地方課)21
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を 有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万 に3分の1を乗じた得た数を合算した得た数 (地方課)21
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有す る者の総数の3分の1の数 (地方課)21

告 示

福岡県告示第2483号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）
第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 氏名

小田 敏勝

(2) 住所 北九州市若松区鴨生田3丁目9番9号
2 行政処分の内容 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
3 処分の年月日 平成17年11月14日
4 処分の理由 事業者が法第14条第5項第2号イの規定に該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至つたため。

福岡県告示第2484号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県福岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 河川の名称 唐原川水系唐原川
2 廃川敷地等が生じた年月日 昭和56年3月31日
3 廃川敷地等の位置 福岡市東区唐原3丁目571番1から 福岡市東区唐原3丁目807番5まで
4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 748.34m ²

福岡県告示第2485号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生310	めぐみ内科クリニック	糟屋郡志免町桜丘2丁目10-1	17・12・1
粕生309	亀山クリニック	糟屋郡志免町大字別府58	17・11・13
像生113	はやし皮ふ科クリニック	宗像市田熊4丁目2-5 Rビル2F	17・12・1
大野生107	とも皮ふ科クリニック	大野城市白木原1丁目1-13	17・12・1
久生639	善導寺こどもクリニック	久留米市善導寺町飯田字八反田272-7	17・11・1
京生118	青木内科クリニック	京都郡苅田町尾倉3丁目13-18	17・12・1
像生歯60	宗像こころ歯科	宗像市くりえいと1丁目5-1サンリブくりえいと宗像店2階	17・12・1
古生歯37	くぼやまひろこ小児歯科	古賀市花見東5丁目17-5	17・12・1
筑生歯51	おおぶち歯科医院	筑後市大字熊野70-6	17・11・1
小生歯40	小郡歯科医院	小郡市三沢4795-9	17・11・1
柳生歯56	さいしょ歯科クリニック	柳川市三橋町今古賀42-1 ツインプラザ1F	17・11・1
嘉生歯113	いた歯科クリニック	嘉穂郡碓井町大字飯田200番地	17・12・1
遠生歯78	なかやま歯科医院	遠賀郡岡垣町東山田1丁目23-7	17・11・1
粕生薬114	有限会社ミトク薬局久山店	糟屋郡久山町大字山田糀田1684-28	17・1・1
粕生薬113	株式会社 大賀薬局 粕屋別府店	糟屋郡志免町大字別府熊本723-13	17・11・1
粕生薬112	マリナ薬局 仲原店	糟屋郡粕屋町大字仲原1091-1	17・11・1
前生薬37	くらら薬局 波多江店	前原市波多江駅南2丁目2-26	17・11・1
甘生薬35	秋月調剤薬局	甘木市大字上秋月1583-4	17・12・1

小生薬40	ラ・メック薬局 小郡店	小郡市小郡619-41	17・11・1
久生薬199	つかさ薬局	久留米市善導寺町飯田272-8	17・11・1
柳生薬42	高石調剤薬局	柳川市三橋町蒲船津56-5	17・10・1
京生薬57	みなみ調剤薬局	京都郡苅田町尾倉3丁目13-17	17・12・1

福岡県告示第2486号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
久生288	尾関内科医院	久留米市安武町安武本2927-5	17・7・26
大生182	木下眼科医院	大牟田市一浦町7-1	17・10・30
朝生85	丸田医院	朝倉郡筑前町朝日576	17・9・26
田生54	大谷医院	田川市大字夏吉263	17・10・29
小生歯88	小郡歯科医院	小郡市三沢4795-9	17・10・31
飯生歯76	城石歯科医院	飯塚市大字幸袋289の2	17・10・15
粕生薬72	マリナ薬局仲原店	糟屋郡粕屋町大字仲原1091-1	17・10・31
小生薬13	ラ・メック薬局	小郡市小郡619-41	17・10・31

福岡県告示第2487号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
粕生286	医療法人福田皮膚科クリニック	福田皮ふ科クリニック	糟屋郡志免町志免中央3丁目6-11	17・10・21
中生75	畠内科医院	新中間通谷クリニック	中間市通谷2丁目1-1	17・11・1
宰生35	吉田皮膚科医院	吉田皮ふ科クリニック	太宰府市五条2丁目23-6	17・10・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生189	医療法人竹村医院	糟屋郡新宮町大字下府1071-27	糟屋郡新宮町下府5丁目12-7	17・11・19
粕生208	栄光病院	糟屋郡志免町大字別府58	糟屋郡志免町大字別府723	17・11・13
宰生35	吉田皮ふ科クリニック	太宰府市五条2丁目22-5	太宰府市五条2丁目23-6	17・10・1
北生歯191	かとう歯科クリニック	糟屋郡志免町大字別府50-1	糟屋郡志免町南里7丁目8-26	17・10・8
粕生歯12	折田歯科医院	糟屋郡新宮町大字下府1086-13	糟屋郡新宮町下府5丁目11-23	17・11・19
前生歯21	トミー歯科医院	前原市美咲が丘4丁目1-2	前原市南風台3丁目14-25	17・8・30
飯生歯66	伊藤歯科医院	飯塚市大字相田字深町118-13	飯塚市大字相田129-2	17・11・1
遠生歯64	藤江歯科医院	遠賀郡遠賀町大字尾崎1440-32	遠賀郡遠賀町田園2丁目1-5	17・11・14
遠生歯65	たるたに歯科医院	遠賀郡岡垣町大字野間292-1	遠賀郡岡垣町公園通り1丁目1-22	17・10・11
粕生薬62	株式会社箱崎薬局新宮店	糟屋郡新宮町大字下府1072-10	糟屋郡新宮町下府5丁目14-1	17・11・19
春生薬27	マリナ薬局春日原店	春日市春日原北町3丁目30	春日市春日原北町3丁目28	17・10・1

福岡県告示第2488号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
古生マ7	内山昭子（中嶋施術所）	古賀市花鶴丘2丁目5-4	17・11・1

福岡県告示第2489号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
大生柔39	森 康史（もりもり整骨院）	森 康史（整骨院和顔）	大牟田市大字宮崎369-1	17・11・2

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大生柔39	森 康史（整骨院和顔）	大牟田市大字橋1023-5	大牟田市大字宮崎369-1	17・11・2

福岡県告示第2490号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

福岡都市計画用途地域を変更

福岡県告示第2491号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

福岡都市計画道路を変更（福岡都市計画道路3・3・66号粕屋宇美線及び3・4・68号江辻大隈線の変更）

福岡県告示第2492号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

須恵都市計画道路を変更（須恵都市計画道路3・3・1号粕屋宇美線及び3・4・4号志免植木線の変更）

福岡県告示第2493号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

直方都市計画道路を変更（直方都市計画道路3・5・2号外町江口線、3・4・7号境口鴨生田線、3・5・8号中島町中泉線及び3・4・11号境口頓野線の変更）

福岡県告示第2494号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

直方都市計画、宮田都市計画及び小竹都市計画下水道を変更（直方都市計画、宮田都市計画及び小竹都市計画下水道 遠賀川中流域下水道の変更）

福岡県告示第2495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
直方	県道	南良津線	前	鞍手郡宮田町大字鶴田1284番1先から同郡同町大字鶴田1285番1先まで	12.2 ～ 17.4	34.2

		宮田	後	同上	12.2 ～ 17.4	34.2
直方 県道	南良津線	宮田	前	鞍手郡宮田町大字鶴田1116番1先から 同郡同町大字鶴田1285番1先まで	10.9 ～ 16.7	416.0
			後	同上	10.3 ～ 16.7	416.0

福岡県告示第2496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年12月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	南良津線 宮田	鞍手郡宮田町大字鶴田1116番1先から 同郡同町大字鶴田1285番1先まで

福岡県告示第2497号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
--------	---------

金川土地改良区 福田第二土地改良区 蜷城土地改良区	平成17年12月12日
---------------------------------	-------------

福岡県告示第2498号

解散した清算法人金川土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
今福円次	甘木市大字屋永3564番地
田中友喜	〃 3180番地
井本勝彦	〃 2896番地
植木幸市	〃 桑原275番地1
林茂利	〃 牛鶴447番地2
林康正	〃 1210番地
水城富士弥	〃 田島213番地3
佐藤稜人	〃 中島田251番地2
奥野享	〃 19番地
平木勝俊	〃 小田1088番地1
矢野博巳	〃 1734番地1

福岡県告示第2499号

解散した清算法人福田第二土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
和佐野 勝次	甘木市大字白鳥132番地
原田 照久	〃 小隈470番地1
藤田 勝喜	〃 〃 397番地1
和佐野 武重	〃 白鳥677番地
原野 善光	〃 倉吉314番地
山見 彰	〃 中寒水1832番地1
林 清三郎	〃 平塚748番地2
石井 邦廣	三井郡大刀洗町大字三川683番地2
平田 正寛	〃 〃 栄田2932番地1
矢野 清親	甘木市大字白鳥541番地
原野 義則	〃 倉吉97番地

福岡県告示第2500号

解散した清算法人蟻城土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
手嶋 三樹	甘木市大字福光1050番地
木下 典己	〃 八重津962番地
空閑 守	〃 鎌崎159番地
矢野 靖博	〃 八重津911番地
荻野 良三	〃 長田622番地
羽野 斎	〃 〃 367番地1

空閑 和信	〃 中54番地2
空閑 善實	〃 片延68番地3
大楠 訓司	〃 福光1001番地1
飯田 大輔	〃 小田1435番地2
重松 邦博	三井郡大刀洗町大字三川1707番地2
平田 廣人	甘木市大字金丸300番地
豊原 孝守	〃 上畠58番地

福岡県告示第2501号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年7月17日農林水産省告示第1034号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2502号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年7月26日農林水産省告示第1036号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2503号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年8月18日農林水産省告示第1396号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2504号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月21日農林水産省告示第2092号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2505号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年5月28日福岡県告示第843号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役

所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2506号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月20日農林水産省告示第980号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2507号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月2日農林水産省告示第1569号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2508号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年11月1日福岡県告示第1668号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2509号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日

粕介310	めぐみ内科クリニック	糟屋郡志免町桜丘2丁目10-1	17・12・1
粕居36	特別医療法人栄光会亀山クリニック	糟屋郡志免町大字別府58	17・11・13
久介歯283	高山歯科医院	久留米市朝妻町12-27	17・4・1
大介薬150	くぬぎ薬局	大牟田市大字今山2343-1	17・11・1
京介薬57	みなみ調剤薬局	京都郡苅田町尾倉3丁目13-17	17・12・1
大介福6	特別養護老人ホームサンホリデー	大牟田市大字岬2860-2	17・10・1
大居114	老人短期入所事業所サンホリデー	大牟田市大字岬2860-2	17・12・1
大居113	さくら・介護ステーション小浜	大牟田市小浜町100-2	17・12・1
久居184	訪問入浴サービスふじの郷	久留米市白山町字垣添390-21	17・12・1
久居182	久留米弥生ホームヘルプサービス	久留米市諏訪野町2280	17・12・1
直居61	有限会社メディカル技研	直方市新町2丁目5-7 四宮ビル	17・10・1
直居62	デイサービスのおがた山部亭	直方市大字山部521-1	17・12・1
飯支44	フミケアセンター	飯塚市大字中字高橋475-3	17・11・1
飯居96	アップルハート柏の森デイサービスセンター	飯塚市大字柏の森字大谷11-4	17・11・1
飯居97	アップルハート柏の森ヘルパーステーション	飯塚市大字柏の森字大谷11-4	17・11・1
田支46	ケアプランセンターよつば	田川市大字伊田4357	17・11・1
甘居19	ヘルパーステーション・ニーズ	甘木市大字甘木1486-2	17・11・30
甘支11	ニーズケアプランサービス	甘木市大字甘木1486-2	17・11・30

八女居34	特定非営利活動法人よかとこ七杖	八女市大字吉田1550-2	17・12・1
行居52	コスマス福祉用具センター	行橋市大字大野井477-1	17・12・1
豊支12	ケアプランセンターさくら	豊前市大字三毛門1340-1	17・11・30
中支13	ケアプラン佐保	中間市通谷2丁目7-18	17・9・27
中居34	中間市社会福祉協議会訪問介護事業所「ゆりかご」	中間市通谷1丁目36-10	17・4・1
中支12	アヒル・ケアプラン	中間市中央5丁目8-18	17・10・1
筑紫居30	グループホーム茶屋本陣	筑紫野市大字山家5259-6	17・11・25
宰居27	デイサービス観世	太宰府市觀世音寺1丁目4-18	17・11・21
筑紫地居11	デイサロンケアンジェル	筑紫郡那珂川町中原3丁目19	17・11・7
粕支12	株式会社コムスン糟屋広域ケアプランセンター	糟屋郡志免町石橋台6-1 神田塾ビル203号	17・11・1
福津居23	ヘルパーステーションたんぽぽ	福津市東福間2丁目23-6	17・10・1
福津居24	宅老所たんぽぽ	福津市東福間2丁目23-6	17・10・1
遠居81	悠々ヘルパーステーション	遠賀郡水巻町立屋敷2丁目6-27	17・11・1
朝居20	武光ヘルパーステーション	朝倉郡筑前町高田2315-3	17・9・1
久居183	ラスカルサポート有限会社	久留米市北野町今山80-1 アーバンライフ北野102	17・12・1
山門居25	特定非常利活動法人福祉サービス・コアラ	三池郡高田町大字北新開702	17・10・1
田川居178	有限会社ライフソポートそえだ	田川郡添田町大字添田2140	17・11・15

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
飯支10	アップルハート飯塚ケアステーション	アップルハート柏の森ケアプランセンター	飯塚市大字柏の森字大谷11-4	17・11・1
行居13	宅老所りらく	宅老所ほのぼの	行橋市南泉1丁目35-1	17・12・1
朝居18	デイサービスセンター美和の里通所介護事業所	デイサービスセンター美和の里	朝倉郡筑前町原地蔵2226-3	17・10・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕介189	医療法人竹村医院	糟屋郡新宮町大字下府1071-27	糟屋郡新宮町下府5丁目12-7	17・11・19
北介歯191	かとう歯科クリニック	糟屋郡志免町大字別府50-1	糟屋郡志免町南里7丁目8-26	17・10・8
粕介薬62	株式会社箱崎薬局新宮店	糟屋耶新宮町大字下府字新開1072-10	糟屋郡新宮町下府5丁目14-1	17・11・19
飯支10	アップルハート柏の森ケアプランセンター	飯塚市芳雄町19-34	飯塚市大字柏の森字大谷11-4	17・11・1
行居7	ヘルパーステーションこだま	行橋市大字矢留757-3	行橋市南泉1丁目35-1	17・11・21
行居13	宅老所ほのぼの	行橋市大字矢留757-3	行橋市南泉1丁目35-1	17・12・1

行支22	ふくし生協ケアプランセンターカー京築	行橋市行事5丁目8-6	行橋市南泉1丁目35-1	17・11・21
中支11	ケアプランセンターポケット	中間市通谷6丁目26-25	中間市通谷5丁目16-15	17・11・15
田川居115	ほほえみ訪問介護	田川郡大任町大字大行事1952-1	田川郡川崎町大字川崎501-4	17・10・1

福岡県告示第2511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
大居98	あいわヘルパーステーション	大牟田市出雲町1-15	17・12・1
飯居20	末永病院 デイケアセンター	飯塚市大字幸袋124-1	15・5・1
行居49	デイサービス行事	行橋市行事5丁目8-6	17・11・30

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕介205	医療法人福田皮膚科クリニック	糟屋郡志免町大的616の1	17・10・1
古介療3	医療法人社団大岩外科医院	古賀市花見東2丁目1番5号	15・4・1
嘉介療11	宮崎医院	嘉穂郡稻築町大字漆生829-1	16・2・1
飯介160	橋本病院	飯塚市大字川津208-2	17・11・30

飯介216	医療法人永和会末永病院	飯塚市大字幸袋124-1	17・10・1
粕介葉72	マリナ薬局仲原店	糟屋郡粕屋町大字仲原1091-1	17・10・31
北居7	栄光会ヘルパーステーション	糟屋郡志免町大字別府58番地	16・3・24
北居30	栄光会 ケア サプライ サービス	糟屋郡志免町大字別府58番地 特別医療法人 栄光会 栄光病院	16・3・24
嘉居43	社会保険稲築病院 いなつきディケアセンター	嘉穂郡稲築町大字口春744-1	16・4・1
嘉居89	ヘルパーステーションひかり	嘉穂郡穎田町大字勢田2222-3	17・8・31

福岡県告示第2512号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年12月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人まなびっと八媛

(2) 代表者の氏名

杉山 信行

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市大字本町536番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市立図書館と協力して、図書館奉仕活動や、ボランティア育成により図書館活動の支援を行い、住民のいきがいづくりと豊かなまちづくりに寄与する

ことを目的とする。

福岡県告示第2513号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年12月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人地域予防医学健康促進センター

(2) 代表者の氏名

田中 神子也

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区東貫三丁目9番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、予防医学と健康に関する事業を行い、健康で豊かな社会の基礎作りに寄与することを目的とする。

福岡県告示第2514号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年12月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人なおみの会

(2) 代表者の氏名

立山 利博

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市大字感田2111番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障がい者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障害者福祉の増進及び障害者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
行 橋	県 道	長尾稗田線 平島	前	行橋市大字下崎414番1先から 京都郡勝山町大字黒田2679番4先まで	4.2 ~ 8.0	1380.0
			後	同上	10.0 ~ 28.0	1380.0

久留米	県道	久留米小郡線	前	小郡市三沢5188番1先から 同市三沢5189番12先まで	11.0 ~ 22.7	95.4
			後	同上	12.7 ~ 24.9	95.4

福岡県告示第2516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年12月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行 橋	元永線 高瀬	行橋市大字高瀬655番5先から 同市大字高瀬689番1先まで
行 橋	元永線 高瀬	行橋市大字高瀬694番1先から 同市大字高瀬691番16先まで

福岡県告示第2517号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大野城市長から大野城市的字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

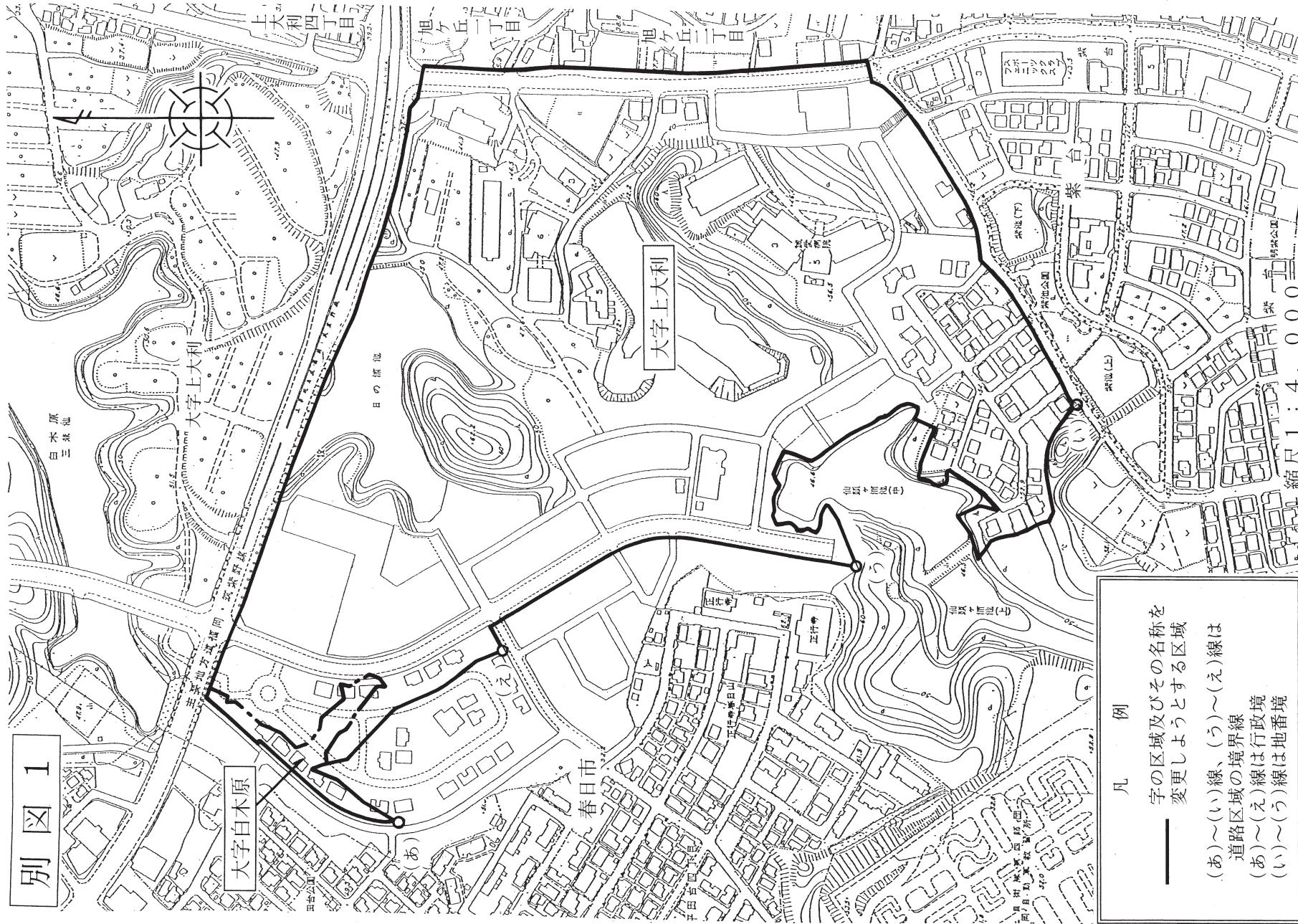
上記処分は、福岡都市計画事業上大利南土地区画整理事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

別図1の区域内の字の区域及び名称を別図2のように変更する。

別図1

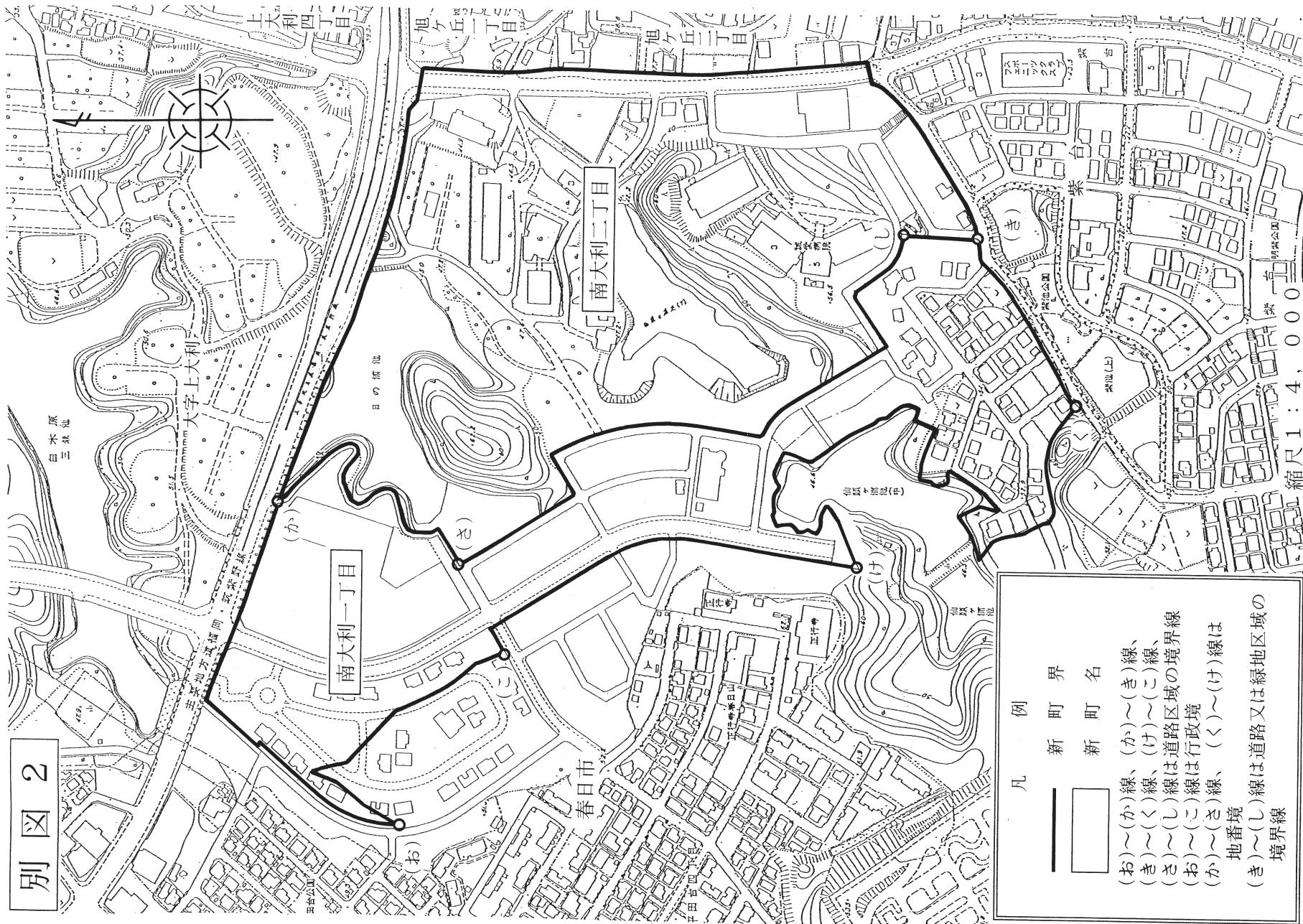


凡例

字の区域及びその名称を
変更しようとする区域

- (あ)～(い)線、(う)～(え)線は
道路区域の境界線
- (あ)～(え)線は行政境
- (い)～(う)線は地番境

別図2



福岡県告示第2518号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大野城市長から大野城市的字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、福岡都市計画事業上大利南土地区画整理事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 次の区域を平田台一丁目とする。

大字	地番
大字白木原	414の2の一部、414の3の一部、414の5、414の9の一部、414の20から414の31までの各一部

2 次の区域を平田台三丁目とする。

大字	地番
大字白木原	414の18の一部、414の19、414の20の一部

3 次の区域を平田台四丁目とする。

大字	地番
大字白木原	414の7、414の8、414の10から414の17まで、414の18の一部
大字上大利	602の1の一部、602の2、602の3

4 次の区域を平田台六丁目とする。

大字	地番
大字上大利	598の2の一部、600の1の一部、601の一部、602の1の一部、609の一部

上記地番は、平成17年3月1日現在の登記簿による。

福岡県告示第2519号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

大牟田市

2 都市計画事業の種類及び名称

大牟田都市計画公園事業 5・5・2号諏訪公園

3 事業施行期間

平成17年12月26日から平成19年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

大牟田市岬町地内

(2) 使用の部分

大牟田市岬町地内

福岡県告示第2520号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があるので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 都市計画事業の種類と名称

飯塚都市計画道路事業 3・5・15号 新飯塚花瀬線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県飯塚土木事務所 飯塚市新立岩8番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

飯塚市吉原町地内

(2) 使用の部分

飯塚市芳雄町、新飯塚及び吉原町地内

福岡県告示第2521号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

うきは市浮羽町 小塩字受場口3445の3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第2522号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 起業者の名称

嘉穂町

2 事業の種類

嘉穂町総合運動公園駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県嘉穂郡嘉穂町大字上西郷字ナイケ、小田及び七俵地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、運動場その他公共の用に供する施設」に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である嘉穂町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成17年度嘉穂町一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、嘉穂町が嘉穂町大字上西郷字ナイケ、小田及び七俵地内において、嘉穂町総合運動公園の駐車場の拡張を行うものである。

嘉穂町は、平成6年から平成9年の4カ年にわたる総合運動公園整備事業で総合体育館、陸上競技場等の整備を行ったが、健康に対する関心の高まりによって町民や周辺住民の利用が拡大し、また、筑豊地区で唯一の全天候型陸上競技場を有することから中体連、高体連陸上競技会等の大規模な大会が開催されるなど、利用者が当初の予想を大きく上回っている。

しかし、現在の駐車場の収容台数では利用者の増加に対応できず、特に中体連、高体連陸上競技会等の開催時には、保護者等の応援者も多く、収容できない車両が国道等に路上駐車し、交通渋滞が発生するなど周辺住民の生活環境に支障を来している。また、再三にわたって警察署からも駐車場の整備を求められている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、総合運動公園利用者の利便性の向上、交通渋滞の解消、周辺住民の安全の確保が図られ、公共の福祉増進への寄与に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、必要な面積の確保、利用者の利便性、工事施工の難易度、事業費等の経済性の面等か

ら3案について検討を行ったうえで、必要な面積が十分確保でき、利用者の利便性が高く、工事の施工性に優れ、事業費等も3案中最小となる、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ さらに、本件事業に係る起業地は、総合運動公園駐車場整備に必要最小限の範囲が確保されていると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、総合運動公園利用者の利便性の向上、交通渋滞の解消、周辺住民の安全の確保を図るため、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、嘉穂町から申請のあった嘉穂町総合運動公園駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

嘉穂町役場（生涯学習課）

福岡県告示第2523号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年7月21日農林水産省告示第1135号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2524号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年11月11日農林水産省告示第1803号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2525号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月23日農林水産省告示第1682号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2526号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成1年3月10日農林水産省告示第334号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2527号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月17日農林水産省告示第1470号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2528号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年7月17日農林水産省告示第1035号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2529号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

久留米市田主丸町 竹野字上ノ段2067の1、字堂所ノ一2166の7、2166の12、2166の25、2166の38、2166の44、2166の60、字堂所ノ二2167の1、2175の4、2175の7、2175の6（次の図に示す部分に限る。）、田主丸町 中尾字下伊勢ノ尾2127の1、うきは市浮羽町 三春字谷山153の18、153の19、字山ノ堂160の72、161の13、朝倉郡東峰村大字福井字国門658の1、659の1、大字宝珠山字松尾640の2、646、字カケハシ1465、1466、1517、字松山2498の1、2502、字金鋼ノ3212、3219の7

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択抜による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

平成18年福岡県歯科技工士試験を次のように実施する。

平成17年12月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成18年3月に卒業見込みの者
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成18年3月に卒業見込みの者
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

2 試験

(1) 方法

試験は、学説試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

イ 実地試験

歯科技工実技

(2) 日時及び場所

日 時	種 目	場 所
平成18年3月1日（水曜日） 午前10～ 午後4時30分	学説試験	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎
平成18年3月2日（木曜日） 午前9時30分～	実地試験	飯塚市大字横田字大森770番地の1 九州歯科技工専門学校

平成18年3月3 日（金曜日）	午後4時20分	福岡市東区水谷1丁目21番1号 福岡医科歯科技術専門学校
--------------------	---------	---------------------------------

実地試験は、いずれか一方の場所で受験すること。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横4センチメートルのものを願書の所定位置にはること。）並びに受験申込手数料3万6千円を添えて、福岡県保健福祉部医療指導課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「医療指導課」という。）へ提出すること。

（ア）1の(1)又は(2)に該当する者であるときは、卒業証明書又は卒業見込証明書
(イ) 1の(3)に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証明する書類

（ウ）1の(4)に該当する者であるときは、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は、外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類並びに1の(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると厚生労働大臣が認めたことを証する書類

イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して120円切手をはった返信用封筒（B5判が入るもの）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料3万6千円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込み受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成18年2月1日（水曜日）から同月15日（水曜日）までとする。

イ 郵便によって受験を申し込む場合は、平成18年2月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付等

- (1) 合格者の発表は、平成18年3月22日（水曜日）午前10時に医療指導課前の廊下に受験番号を掲示して行う。
- (2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。
- (3) 1の(1)又は(2)に該当する者で、卒業見込証明書を提出して受験した者が、平成18年3月14日（火曜日）までに卒業証明書を提出しないときは、合格させない。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、医療指導課（電話092-643-3273）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して80円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成17年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成17年12月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

81,316

福岡県選挙管理委員会告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求、同法第86条第1項の規定に基づく副知事、出納長、県の選挙管理委員、監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成17年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成17年12月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

744,299

福岡県選挙管理委員会告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会議員の解散の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成17年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成17年12月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,989
北九州市小倉北区	49,888
北九州市小倉南区	57,454
北九州市若松区	23,968
北九州市八幡東区	21,343
北九州市八幡西区	69,670
北九州市戸畠区	17,495
福岡市東区	70,080
福岡市博多区	50,320
福岡市中央区	44,128
福岡市南区	65,317
福岡市城南区	32,677
福岡市早良区	54,913
福岡市西区	47,388
大牟田市・三池郡	40,934
久留米市	62,859
直方市	16,230

飯塚市	21,663
田川市	14,434
柳川市	11,016
甘木市	11,450
八女市	10,386
筑後市	12,625
大川市	10,951
行橋市	19,234
中間市	13,298
小郡市・三井郡	23,926
筑紫野市	25,593
春日市・筑紫郡	40,328
大野城市	24,123
宗像市	22,258
太宰府市	18,073
前原市・糸島郡	26,274
古賀市	14,731
糟屋郡	53,816
宗像郡	18,262
遠賀郡	26,781
鞍手郡	16,469
嘉穂郡・山田市	32,088
朝倉郡	13,688
浮羽郡	14,731
三潴郡	11,845
八女郡	15,037
山門郡	17,499
田川郡	25,398

京都郡	15,532
築上郡・豊前市	18,116

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社山下謙一
福岡市東区箱崎六丁目六番四
川頭島弘文一
六番四
一社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)